

羅臼町社会福祉協議会  
第6期 地域福祉実践計画

《 令和3年度～令和7年度 》

～ みんなで支えあい

笑顔で安心して暮らせる

ふれ愛のまちづくり ～

〈 地域共生社会の実現を目指して 〉

令和3年6月

社会福祉法人 羅臼町社会福祉協議会

## はじめに

近年、急速に進行する少子・高齢化の波は、地域社会及び家族機能に大きな影響を及ぼしており、地域の「つながり」が希薄化する中で、子育てや介護をめぐる問題、社会的援護を必要とする人々への支援など、これまでの社会福祉制度の枠組みでは対応することが難しい課題が顕在化するなど、大きく変化してきています。

これらの変化の中で地域福祉の考え方も、従来の限られた人を保護・救済するという観点から、子育てや介護などの身近な生活課題を含めた、すべての住民を対象とするものになってきており、今日、社会福祉法第109条※<sup>1</sup>において地域福祉の推進を図る母体として、明確に位置付けられた社会福祉協議会の果たす役割は、ますます大きなものになってきています。

このたび、対象、性別、世代の枠を超えた誰もが地域で自分らしく安心して暮らせる、地域共生社会の実現を目指した積極的な取り組みを進めるため、「みんなであい 笑顔で安心して暮らせる ふれ愛のまちづくり」を基本目標とする『第6期地域福祉実践計画』を策定しました。

令和3年度から令和7年度までの5か年、この計画に基づき地域福祉各種事業を推進してまいります。本計画では、町が策定している「羅臼町高齢者保健福祉計画・羅臼町介護保険事業計画」や「羅臼町障がい福祉計画」と両輪をなすものであり、地域福祉の充実という共通の目的に向かって連携して進めていかなければならないと認識しております。

また、住民との協働、関係機関との連携を図ることが特に重要と考えておりますので、皆様方の尚一層のご理解とご支援をお願いいたします。

最後に、この計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言・ご協力をいただいた策定委員の皆様や関係機関の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和 3年 6月

社会福祉法人羅臼町社会福祉協議会  
会 長 高 橋 宏

# 第 1 章 計 画 の ね ら い

## 1. 計画策定の背景と趣旨

誰もが、住み慣れたまちで人として尊重され、家族や地域の人たちと温かい絆を保ち、みんなで支えあい、笑顔で安心して暮らしていける社会を望んでいます。

しかし、少子高齢、人口減少の進行により経済社会は縮小し、地域経済の担い手不足や地域全体の活力の低下などの事態を招きつつあります。

また、今の生活・福祉課題はより複雑化し、生活困窮者対応、ひこもり、孤立、虐待、認知症等表面化している課題の他にも、より深いところにも課題が存在していることもあります。

地域社会に潜在している複雑多様なニーズには、従来の公的福祉サービスのみでは対応できなくなってきたおり、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していかなければなりません。

今回、第 5 期地域福祉実践計画の継続・発展として、住み慣れた羅臼町で安心して自分らしく暮らし続けていけることを目指し、第 6 期地域福祉実践計画を策定しました。

## 2. 計 画 期 間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年とします。

## 3. 計画の進行管理・評価

毎年度末、評価委員会により単年度評価を行い、次年度第 1 回役員会及び定時評議員会に評価結果を報告する。

なお、計画最終年度は単年度評価のほか総合評価を行い、次期計画に反映させる。

## 第 2 章 羅臼町地域福祉の現状と課題

### 1. 羅臼町における地域福祉の現状と課題

当町も少子高齢化の進行や主幹産業である漁業の低迷などにより、急速な人口減少とりわけ生産者人口の減少が、経済活動や地域活動の停滞、社会保障を支える世代の負担増など、経済・社会の様々な面での影響が懸念されます。

#### 1) 高齢者の現状と課題

##### ○現 状

町の人口は、平成 27 年以降は減少で推移しており、令和 2 年は 4,821 人で平成 27 年から 722 人（13.0%）減少しています。その一方で、高齢者人口は微増で推移し、あわせて高齢化率も上昇しており、令和 2 年の高齢化率は 31.1%となっています。

##### ◆総人口、年齢3区分別人口の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口	5,543	5,395	5,251	5,108	4,990	4,821
高齢者人口（65 歳以上）	1,443	1,456	1,475	1,482	1,495	1,501
（割合）	26.0%	27.0%	28.1%	29.0%	30.0%	31.1%
生産人口	3,439	3,309	3,170	3,055	2,953	2,809
（割合）	62.0%	61.3%	60.4%	59.8%	59.2%	58.3%
年少人口（14 歳以下）	661	630	606	571	542	511
（割合）	11.9%	11.7%	11.5%	11.2%	10.9%	10.6%

第 8 期羅臼町高齢者保健福祉計画から

##### ◆高齢者人口の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
高齢者人口（65 歳以上）	1,443	1,456	1,475	1,482	1,495	1,501
前期高齢者人口	685	691	708	708	715	727
後期高齢者人口	758	765	767	774	780	774

※第 8 期羅臼町高齢者保健福祉計画から

##### ◆高齢者世帯の世帯類型別での推移

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
高齢者のいる世帯	778	916	950	962
ひとり暮らし世帯	119	156	181	185
夫婦のみ世帯	123	166	187	226
その他の世帯	536	594	582	551

第 8 期羅臼町高齢者保健福祉計画から

また、高齢者世帯についても平成 12 年と比較すると大きく増加し、とりわけ高齢者のみ世帯及びひとり暮らし世帯は大きく増加しています。

◆要介護認定者数の実績と推計

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要介護認定者数	222	229	227	227	232	235	231	213
要支援1	29	30	27	27	27	28	27	25
要支援2	24	30	27	27	27	28	27	23
要介護1	48	42	50	51	51	51	49	45
要介護2	40	36	33	33	33	34	34	30
要介護3	26	29	26	26	28	28	28	27
要介護4	30	36	35	35	37	37	37	34
要介護5	25	26	29	28	29	29	29	29
要介護認定%	14.1%	14.5%	14.4%	14.5%	14.9%	15.2%	15.2%	17.3%

※第8期羅臼町介護保険事業計画から

要介護認定者数は、令和5年度までは微増が続きますが、それ以降は急速な人口減少に伴い高齢者人口も減少し要介護認定者数も減少に転じると推計されています。

○課 題

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持っていきいきとした生活を送るためには、介護予防※2の取り組みを充実させる必要があり、また、介護が必要となっても安心して暮らすことのできる体制整備が必要です。

高齢者が自立した生活を送れるよう、すべての高齢者、特にひとり暮らし高齢者の生活を地域全体で支える、生活支援体制整備の推進が必要です。

介護保険事業については、当面は概ね現行の要介護認定者数が見込まれることから、適切な事業運営の継続が求められます。

## 2) 障がい者の現状と課題

### ○現 状

障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在、316人となっています。平成27年から5年間の推移では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに横ばいからやや減少で推移しています。

### ◆障がい者（障害者手帳所持者）数の推移

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
合 計	340	334	334	321	315	316
身体障がい者	297	287	284	276	274	273
18歳未満	2	1	1	1	0	0
18～64歳	94	88	86	79	78	77
65歳以上	201	198	197	196	196	196
知的障がい者	35	35	37	36	34	34
18歳未満	16	15	15	13	11	9
18～64歳	14	17	20	21	21	23
65歳以上	5	3	2	2	2	2
精神障がい者	8	12	13	9	7	9
18歳未満	0	0	0	0	0	0
18～64歳	7	9	9	5	4	6
65歳以上	1	3	4	4	3	3
18歳未満	18	16	16	14	11	9
18～64歳	115	114	115	105	103	106
65歳以上	207	204	203	202	201	201

※羅臼町障がい者計画から

### ○課 題

羅臼町障がい者計画におけるアンケートにも記載されていましたが、障がい者に対する理解が充分とはいえず偏見や差別は、まだなくなったとはいえない状況です。障がい者やその家族に対する住民の認識や理解を深める「心のバリアフリー」を促進しなければなりません。

社協で運営している「就労継続支援B型事業所」※3では、今まで以上に町内イベント等に積極的に参加し、地域との交流を推進する必要があります。

また、親亡き後の特に居住に関する不安が多いことから、地域における居住の場としてのグループホーム等を確保するための検討を求められています。

※本計画において、法律名およびその規程に基づく場合「障害者」とし、それ以外は、「障がい者」と表記しています。

### 3) 子育ての現状と課題

#### ○現 状

18歳未満人口の推移をみると、減少が著しく、特に3～5歳の減少幅が大きくなっています。

また、出生数も年々減少していることから、小学生以下の人口推計でも減少し続ける結果となっています。

#### ◆子どもの人口推移

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
0～2歳	114	104	93	93	92
3～5歳	128	128	120	103	93
低学年（6～8歳）	122	117	113	125	129
高学年（9～11歳）	149	128	123	120	115
中学生（12～14歳）	158	168	160	148	123
高校生（15～17歳）	165	139	158	148	155
18歳未満人口合計	836	784	767	737	707

※第2期羅臼町子ども・子育て支援事業計画から

#### ◆出生の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
総人口	5,542	5,376	5,252	5,110	4,961
出生数	37	31	35	29	24
出生率	6.7‰	5.8‰	6.7‰	5.7‰	4.8‰

※出生率は出生数を人口で除し、千を乗じた数。‰（パーミル）＝1000分の1を1とする単位

#### ◆小学生以下の人口推計

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
就学前人口	177	171	165	150	140
小学生人口	229	220	214	209	190
合 計	406	391	379	359	330

※第2期羅臼町子ども・子育て支援事業計画から

#### ○課 題

町の子育て環境は、二つの幼稚園のほか小規模保育事業B型や発達支援センター・子育て支援センターが設置されており、放課後児童クラブも両小学校に設置され、従来より充実してきていますが、さらなる子育て支援体制の充実が必要であります。

また、子どもの人口推計、出生の推計、小学生以下の今後の人口推計をみますと、ますますの少子化の進行が推測されることから、その対策が重要であります。

### 第 3 章 基本目標と基本計画

#### 1. 基本目標

現代社会は、急速な少子高齢化の進行や核家族化の進行に加え、一人ひとりの生活の多様化により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、人と人とのつながりが希薄になるなど、地域における支えあいの動きが低下してきています。

このため、当社協の基本理念であります『みんなで支えあい 笑顔で安心して暮らせる ふれ愛のまちづくり』を基本目標とし、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという全道市町村社協共通の価値基盤である、『地域共生社会』※4の実現を目指して をサブタイトルとします。

みんなで支えあい 笑顔で安心して暮らせる

ふれ愛のまちづくり

～ 地域共生社会の実現を目指して ～



## 2. 基本計画

基本目標をより具現化し実践するために、次の4つの基本計画を柱にして各種事業を推進します。

### **基本計画1 地域の課題を発見・共有し、解決するための仕組みづくり**

地域のニーズや課題を共有し、住み慣れた地域でいつまでも安心した生活ができるまちづくりを推進するために、地域住民とともに支えあう仕組みづくりを推進します。

### **基本計画2 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、包括的に解決していくための支援体制づくり**

誰もが地域で安心・安全に、健康で自立した生活ができるように、福祉サービスや介護サービスの充実に努めるとともに、誰もが必要な時に必要なサービスを受けられる体制づくりを推進します。

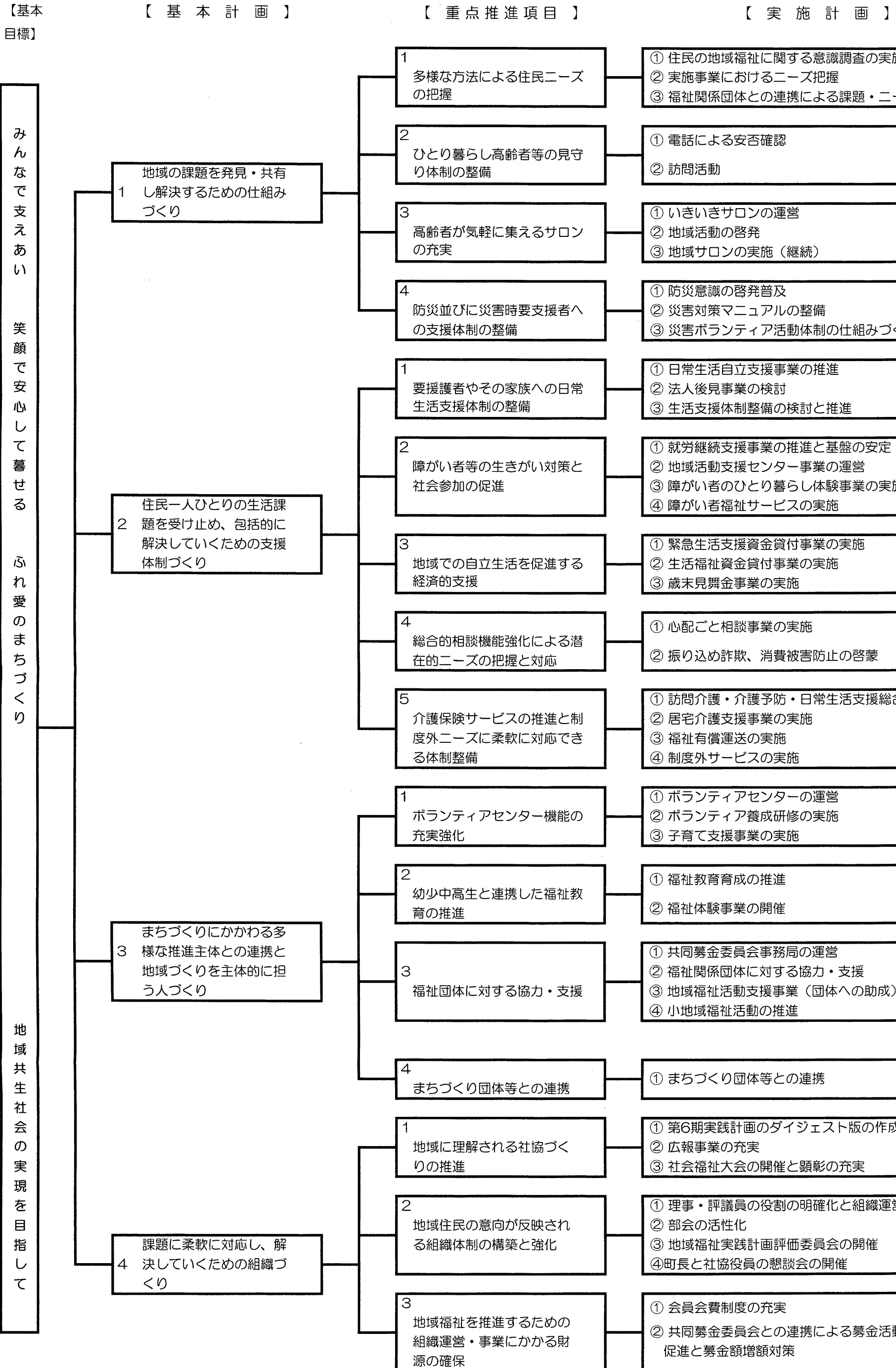
### **基本計画3 まちづくりにかかわる多様な推進主体との連携と地域づくりを主体的に担う人づくり**

希薄化した地域住民のつながりを取り戻し、孤立しがちな人々を支援するため、身近な地域住民の参加・行動による福祉活動の充実が必要であり、様々な地域福祉活動を支えるボランティアなどの担い手の発掘、育成を推進します。また、まちづくりにかかわる団体との交流・連携を通して、地域共生社会の実現を目指します。

### **基本計画4 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり**

地域福祉を推進するための中心的団体にふさわしい社協の組織体制の確立と基盤の強化に努めるとともに、地域住民のニーズや意向把握・情報提供に努め、地域に理解される社協づくりを目指します。

# 第6期 地域福祉実践計画の体系図



## 第4章 実践計画（具体的な施策）

**【基本計画1】**  
**地域の課題を発見・共有し解決するための仕組みづくり**

重点推進項目	実践項目・事業名				年次計画					備考
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
1 多様な方法による 住民ニーズの把握	①住民の地域福祉に関する意識調査の実施 ○新計画策定の参考とする。	単 独	自主財源	町内会					○	
	②実施事業におけるニーズ把握 ○高齢者、障がい者、子育て支援事業等からのニーズ把握 ○相談事業におけるニーズ把握	単 独	自主財源	民生委員 福祉団体	○	○	○	○	○	
	③福祉関係団体との連携による課題・ニーズの把握 ○地域福祉関係団体と情報交換会を実施し、地域福祉の課題とニーズ及び解決策を協議 ○介護事業所と情報交換会を実施し、現状把握と課題の解決策を模索する ○シルバー生きがいセンターとの連携、情報交換	単 独	自主財源	各福祉団体 介護事業所 シルバー	○	○	○	○	○	一部新規
2 ひとり暮らし高齢 者等の見守り体制 の整備	①電話による安否確認 ○対象者 ひとり暮らしで町が認定した高齢者 ○実施内容 電話による安否の確認（朝、毎日）	受 託	公 費	民生委員	○	○	○	○	○	
	②訪問活動 ○ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することのないように訪問活動の実施と支援体制づくりの検討	単 独	自主財源	町内会 民生委員	○	○	○	○	○	一部新規
3 高齢者が気軽に集 えるサロンの充実	①いきいきサロンの運営 ○対象者 70歳以上で介護認定者以外の高齢者 ○実施内容 介護予防体操、ゲーム、食事、ふまねっと ○開催日 月1回（水）、3ヶ所（各町内会館）	受 託	公 費	町内会 ボランティア	○	○	○	○	○	
	②地域活動の啓発 ○ふれあいサロンの開催支援 ・対象者 地域住民 ・実施内容 憩いの場の提供、老人クラブ加入促進	単 独	老人クラブ 自主財源	老人クラブ	○	○	○	○	○	

重点推進項目	実践項目・事業名				年次計画					備考
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
	③地域サロンの実施（継続） ○地域サロンの継続 ○共生型地域福祉拠点の検討 ※5	単 独	共同募金 自主財源	老人クラブ	○	○	○	○	○	
4 防災並びに災害時 要支援者への支援 体制の整備	①防災意識の啓発普及 ○行政（防災・福祉）との情報交換 ○要支援者やその家族及びボランティア等関係者への防災意識の 啓蒙普及	単 独	自主財源	行 政 町内会 ボランティア	○	○	○	○	○	
	②災害対策マニュアルの整備 ※6 ○災害ボランティアセンター設置マニュアルを整備し、災害発生 時におけるセンターの位置付け及び役割と対応について明確化 ○行政との協定締結及びボランティア団体等との連携協定の促進	単 独	自主財源	行 政	○	○	○	○	○	一部新規
	③災害時ボランティア活動体制の仕組みづくりの推進 ○防災訓練の実施（図上訓練・炊き出し訓練） ○災害時避難行動要支援者への支援の検討	単 独	共同募金	町内会	○	○	○	○	○	

## 【基本計画2】

住民一人ひとりの生活課題を受け止め、  
包括的に解決していくための支援体制づくり

重点推進項目	実践項目・事業名				年次計画					備考
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
1 要援護者やその家族への日常生活支援体制の整備	①日常生活自立支援事業の推進 ※7 ○認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利を擁護し、福祉サービスの利用援助、日常生活の相談や金銭管理などの援助を行う	受託	公費	道社協	○	○	○	○	○	
	②法人後見事業の検討 ※8 ○認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が必ずしも充分でない人の権利や財産を守るため、成年後見制度における法人後見事業の実施について検討	単独	公費	行政	○	○	○	○	○	
	③生活支援体制整備の検討と推進 ○地域たすけあい事業（有償ボランティア）の検討と実施 高齢者の日常生活上の「ちょっとした困りごと」に対応できるサービスの検討と実施 ○移手段（通院・買物等）の検討	単独	自主財源	町内会 ボランティア	○	○	○	○	○	新規
2 障がい者等の生きがい対策と社会参加の促進	①就労継続支援事業の推進と基盤の安定 ○就労継続支援B型サービス事業の実施 ※3 一般就労することが困難である者に対し、就労機会の提供、生産活動の機会提供、就労に必要な知識の取得 ○能力向上のための訓練や支援を実施 ・生活支援 ・作業支援 ○工賃向上、地域との交流促進ための事業実施 ・地域行事参加 ・イベントスペースでの製品販売 ○基盤の安定に向けた検討 ・利用者の発掘 ・独自店舗開設の検討（共生型地域福祉拠点）	単独	公費 自主財源	行政	○	○	○	○	○	一部新規
	②地域活動支援センター事業の運営 ※9 ○比較的軽度な障がい者に対し、様々な活動機会の提供及び社会との交流促進（現利用者3名） ・創作活動 ・生産活動 ・地域活動 ・生活支援活動	受託	公費	行政	○	○	○	○	○	

重点推進項目	実践項目・事業名				年次計画					備考
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
	③障がい者のひとり暮らし体験事業の実施 ○障がい者のひとり暮らし体験事業の実施	単 独	共同募金	行 政	○	○	○	○	○	
	④障がい者福祉サービスの実施 ○居宅介護、重度訪問介護の推進	単 独	公 費 利用料	行 政	○	○	○	○	○	
3 地域での自力生活を促進する経済的支援	①緊急生活支援資金貸付事業の実施 ※10 ○一時的な生活困窮者を救うための緊急生活支援資金貸付事業の実施 ○生活困窮者自立支援の促進	単 独	自主財源	行 政 あくせす	○	○	○	○	○	
	②生活福祉資金貸付事業の促進 ※11 ○北海道社会福祉協議会が実施している「生活福祉資金」「特例生活つなぎ資金」各種貸付の窓口・償還業務	受 託	道社協	道社協	○	○	○	○	○	
	③歳末見舞金事業の実施 ○歳末たすけあい募金における見舞金の配分	単 独	共同募金	民生委員	○	○	○	○	○	
4 総合的相談機能強化による潜在的ニーズの把握と対応	①心配ごと相談事業実施 ○心配ごと相談所の開設と相談対応 相談窓口となり、各関係機関との連携を図り、問題解決につなげる	単 独	自主財源	民生委員	○	○	○	○	○	
	②振り込め詐欺、消費被害防止の啓蒙 ○被害防止関係情報の提供 ○老人クラブを対象に関係機関と連携し被害防止対策強化を図る	単 独	自主財源	民生委員 老人クラブ	○	○	○	○	○	
5 介護保険サービスの推進と制度外ニーズに柔軟に対応できる体制整備	①訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ※12, 13 ○訪問介護、介護予防、日常生活支援総合事業の推進と経営基盤の安定 ○介護職員の資質向上 ○関係団体との情報交換 ○事業所間における情報交換	単 独	公 費 利用料	行 政 介護事業所	○	○	○	○	○	新規
	②居宅介護支援事業の実施 ※14 ○居宅介護支援事業の推進と経営基盤の安定 ○職員の資質向上 ○各関係機関との情報交換	単 独	公 費	行 政	○	○	○	○	○	

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画					備考	
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6		7
5 介護保険サービスの推進と制度外ニーズに柔軟に対応できる体制整備	③福祉有償運送の実施 ※15 ○対象者 介護保険要介護者・要支援者及び障がい者等 ○移送区域 羅臼町内及び周辺地域 ○実施内容 通院困難高齢者等の移送サービス	単 独	利用料	行 政	○	○	○	○	○	
	④制度外サービスの実施 ○自宅で自立した生活を安心して送るための、制度外サービスの実施（有償ボランティア）	単 独	自主財源	ボランティア	○	○	○	○	○	

### 【基本計画3】

## まちづくりにかかわる多様な推進主体との 連携と地域づくりを主体的に担う人づくり

重点推進項目	実践項目・事業名				年次計画					備考
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
1 ボランティアセンター機能の充実強化	①ボランティアセンターの運営 ○ボランティアセンター機能の整備 ○活発な活動を推進するため「福祉のつどい」を開催	単 独	共同募金	福祉団体 行政 民生委員	○	○	○	○	○	
	②ボランティア養成研修の実施 ○対象者 実践者、ボランティア活動に興味のある方 ○実施内容 各種研修への参加	単 独	自主財源	福祉団体	○	○	○	○	○	
	③子育て支援事業の実施 ○子育て中の親を対象に、緊急時における託児人材の紹介とその人材確保	単 独	自主財源	ボランティア	○	○	○	○	○	
2 幼小中高生と連携した福祉教育の推進	①福祉教育育成事業の推進 ○町内の幼・小・中・高校に対し、ボランティア活動の活発化を図るため、助成金を交付	単 独	共同募金	幼小中高	○	○	○	○	○	
	②福祉体験事業の開催 ○出前講座の実施 ・対象者 幼稚園児～高校生 ・実施内容 福祉体験教室 ○高校生の福祉職場体験事業	単 独	自主財源	幼小中高	○	○	○	○	○	
3 福祉団体に対する協力・支援	①共同募金委員会事務局の運営 ○共同募金活動全般の協力 ○共同募金に対する啓発活動	単 独	団体資金	福祉団体	○	○	○	○	○	
	②福祉関係団体に対する協力・支援 ○老人クラブ連合会事務局の運営 ○身体障がい者福祉協会事務局の運営 ○遺族会事務局の運営 ○手をつなぐ親の会事務局の運営	単 独	団体資金	福祉団体	○	○	○	○	○	
	③地域福祉活動支援事業（団体への助成）の推進 ○地域福祉活動助成事業の実施	単 独	共同募金	福祉団体	○	○	○	○	○	



重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画					備考	
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6		7
	④小地域福祉活動の推進 ○町内会活動への助成（3町内会 1件20,000円）	単 独	共同募金	町内会	○	○	○	○	○	
4 まちづくり団体等との連携	①まちづくり団体等との連携 ○まちづくり団体主催のイベントへの参画、出店 ○社協主催イベントへの参画（福祉のつどい） ○意見交換、情報交換の実施	単 独	自主財源	各団体	○	○	○	○	○	新規

## 【基本計画4】

課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

重点推進項目	実践項目・事業名				年次計画					備考
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
1 地域に理解される社協づくりの推進	①第6期実践計画のダイジェスト版の作成 ○第6期実践計画のダイジェスト版の作成 ○ダイジェスト版の全戸配布	単 独	自主財源	町内会	○					
	②広報事業の充実 ○「社協だより」の発行 発行回数 年4回（5月・7月・10月・1月） 配布範囲 全戸 ○ホームページの充実と活用	単 独	共同募金	行 政	○	○	○	○	○	
	③社会福祉大会の開催と顕彰の充実 ○毎年の開催（福祉のつどい） ○顕彰対象者の検討	単 独	共同募金	行 政	○	○	○	○	○	変更
2 地域住民の意向が反映される組織体制の構築と強化	①理事・評議員の役割の明確化と組織運営の充実 ○役職員資質向上のための研修会等への参加 ○評議員の会議出席率向上（活発化）対策	単 独	自主財源		○	○	○	○	○	
	②部会の活性化 ○必要に応じ積極的な部会の開催 （総務部会・地域福祉部会・福祉事業部会）	単 独	自主財源		○	○	○	○	○	
	③地域福祉実践計画評価委員会の開催 ○第6期地域福祉実践計画の進捗状況検証のための委員会を設置し、毎年度末に検証 ○検証内容を第1回役員会及び定時評議員会で報告	単 独	自主財源		○	○	○	○	○	新規
	④町長と社協役員の懇談会の開催 ○実施方法 年1回を基本とするが必要に応じ随時 ○懇談内容 補助金等要望、福祉政策に関する意見交換	単 独	自主財源	行 政	○	○	○	○	○	

重点推進項目	実践項目・事業名			年次計画					備考	
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6		7
3 地域福祉を推進するための組織運営・事業にかかる財源の確保	①会員会費制度の充実 ○人口減少に伴い会費も減少していることから、社協活動のPRと活動の見える化の推進 ○地元企業等の賛助会員拡大対策の強化	単 独	自主財源	町内会	○	○	○	○	○	
	②共同募金委員会との連携による募金活動の理解促進と募金額増額対策 ○募金額が減少傾向にあることから、共同募金活動への理解促進の強化 ○町内各イベントにおける啓発活動の推進	単 独	自主財源	共同募金	○	○	○	○	○	

## 第6期地域福祉実践計画策定要綱

- 1 趣 旨 第5期地域福祉実践計画（平成30年度～令和2年度）の継承と発展および見直しを行い、羅臼町第7期総合計画および福祉関係各計画との整合性を図り、新たな地域福祉づくりに向けた第6期地域福祉実践計画を策定する。
- 2 実施主体 社会福祉法人 羅臼町社会福祉協議会（以下「本会」という。）
- 3 策定年度 令和2年度から令和3年度
- 4 計画期間 令和3年度から令和7年度
- 5 計画内容 基本目標等を設定し、第5期地域福祉実践計画の継承と発展および見直しを行うとともに、羅臼町第7期総合計画および福祉関係各計画との整合性を図り、計画を策定する。
- 6 策定方法
  - （1）地域福祉実践計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、計画策定の協議を行う。
  - （2）羅臼町第7期総合計画および羅臼町高齢者保健福祉計画・羅臼町介護保険事業計画・羅臼町障がい者計画と整合性を図る。
  - （3）各分野における情報の収集と地域住民からの意見集約などを行い、計画策定作業を進める。
  - （4）役員会・評議員会に、計画策定の進捗状況を適時報告する。
  - （5）策定委員会からの答申を、本会役員会・評議員会で議決し決定する。
- 7 事務局 事務局は、社会福祉法人羅臼町社会福祉協議会に置き、策定委員会等の進行管理・事務を行う。
- 8 その他 本要綱は、基本的な指針を示すものであり、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長と策定委員会委員長が協議のうえ定める。  
計画に対する評価については、毎年1回行う。
- 9 附 則 この要綱は、令和2年12月 1日から施行し、第6期地域福祉実践計画が役員会並びに評議員会で承認されるまでとする。

## 第6期地域福祉実践計画策定委員会設置要領

- 1 設置目的 第6期地域福祉実践計画策定要綱に基づき、具体的な計画策定に取り組むことを目的として、第6期地域福祉実践計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。
- 2 業 務 策定委員会の業務は、第5期地域福祉実践計画の見直しと新たな課題への対応を協議・検討するとともに、羅臼町第7期総合計画および福祉関係各計画との整合性を図り、計画を立案し社会福祉協議会に答申する。
- 3 構 成 (1) 策定委員会は町内会組織、福祉団体、行政福祉担当、行政教育担当、民生委員・児童委員、ボランティア団体、関係機関、本会理事等からの推薦者をもって構成する。  
(2) 策定委員会には、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により定める。
- 4 会 議 (1) 策定委員会は委員長が招集し、会議の議長となり会議を統括する。  
(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代理する。  
(3) 委員長は必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞くことができる。
- 5 任 期 委員の任期は委嘱日より実践計画策定終了までとし、任期途中で委員の交代があった場合、前任者の残任期間とする。
- 6 経 費 策定委員会に係る経費は、社会福祉法人羅臼町社会福祉協議会が負担する。
- 7 施行細目 この要領に定めるもののほか、必要な事項は社会福祉協議会会長が定める。
- 8 附 則 この要領は、令和2年12月 1日から施行し、実践計画が役員会並びに評議員会で承認されるまでとする。

## 第 6 期 地 域 福 祉 実 践 計 画 策 定 委 員

氏 名	選 出 区 分	所 属	役 職 名
渡 辺 憲 爾	社会福祉協議会理事	羅臼町社会福祉協議会	理 事
山 本 勤	民生委員・児童委員	羅臼町民生委員・児童委員協議会	会 長
大 目 峰 一	町内会組織	羅臼町連合町内会	事務局長
野 田 照 雄	福祉団体	羅臼町老人クラブ連合会	会 長
加 藤 強	〃	羅臼町身体障がい者福祉協会	会 長
大 山 宏	〃	羅臼町手をつなぐ親の会	会 長
田 中 良	福祉施設等	NPO法人ゆとりステーション	理 事
野 祥 子	ボランティア団体	羅臼町女性団体連絡協議会	会 長
福 田 一 輝	行政福祉担当	羅臼町保健福祉課	課 長
平 田 充	行政教育担当	羅臼町教育委員会	課 長
工 藤 寿 恵	関係機関	羅臼町地域包括支援センター	所 長
計	11名		

## 用語の説明

番号	用語	説明
※ 1	社会福祉法 第 109 条	<p>市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の増進を図ることを目的とする団体・・・</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li> <li>2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</li> <li>4 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> </ol> <p>なお、第 110 条では都道府県社協、第 111 条で全国社協の法的位置づけとなっている。</p>
※ 2	介護予防	<p>高齢者が要介護状態等となることの予防、または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。</p> <p>当社協では、町からの受託事業として「高齢者いきいきサロン」を実施。</p>
※ 3	就労継続支援 B型事業	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であって、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと。</p> <p>「とっどる」では、町内企業等からの受託事業や製品の販売等の収益を工賃として、利用者に支給。</p> <p>A型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと。</p>
※ 4	地域共生社会	<p>制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え、つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。</p>
※ 5	共生型地域 福祉拠点	<p>・日常生活で様々な支援が必要な場面において、個別サービス以外に、住民同士がお互いに助け合い、支えあうための取り組みに導く拠点。</p> <p>・支援者と支援を受ける者（高齢者、障がいのある方、子どもなど）が双方向の関係でなく、誰もが一住民として参画する中で地域課題を見出し、支援を受ける側も役割を持ち、可能な共助に主体的に参画するための機能を持つ。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>高齢、障がいの有無に関係なく、全ての人が自分らしく、 のどかに過ごせる陽だまりのような空間</p>

※ 6	災害ボランティアセンター	<p>大規模災害が発生した際に、被災者の困りごとに対し、ボランティアの力を借りて、被災者の生活の復旧・復興に向けた福祉救援活動を円滑に行うための組織。</p> <p>(主な役割) ・被災地でのニーズの把握 ・ボランティアの受け入れ 等</p> <p>これまでの大規模災害における災害ボランティアセンターは、被災地における市町村社協が設置しているが、その理由は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政や地域の関係機関、団体との繋がりがあがる。</li> <li>・福祉サービス事業者として要援護者を把握している。</li> <li>・全国的なネットワークがある。</li> <li>・社協としての災害支援のノウハウがある。</li> </ul> <p>(北海道社会福祉協議会では災害ボランティアセンターを常設)</p> <p>・閉所後も社協の本来機能として被災者の生活支援、復興支援にあたる。</p>															
※ 7	日常生活自立支援事業	<p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうちで、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域や家において自立した生活が送れるよう、契約に基づいて、地域の社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助等を行う。</p> <p>(利用できる人)</p> <p>自分で金銭の支払いや重要な書類の保管が困難な人で、本事業の契約内容について理解し、自分の意志で利用申し込みを決めることができる人。</p> <p>(援助する人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門員 利用に関する相談を受け、サービスの対象者と確認できたら支援計画を立て、契約を結ぶ専門的な知識をもった人。また、生活支援員に指導や指示を行う。</li> <li>・生活支援員 専門員の指示を受け、具体的に援助をする人。</li> </ul> <p>(援助の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスなどの利用の援助 ・各種の手続きなどの援助 ・日常的な金銭管理 ・重要書類などの預かり ・日常生活の見守り</li> </ul> <p>(日常生活自立支援事業と成年後見制度の主な違い)</p> <table border="1" data-bbox="513 1216 1284 1451"> <thead> <tr> <th></th> <th>日常生活自立支援事業</th> <th>成年後見制度 (法定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人の状況</td> <td>自身の意思で契約できる</td> <td>自身の意思で契約できない</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>日常生活の援助など</td> <td>財産管理や契約など</td> </tr> <tr> <td>所 管</td> <td>厚生労働省</td> <td>法務省</td> </tr> <tr> <td>相 談 窓 口</td> <td>地域の社会福祉協議会</td> <td>家庭裁判所、弁護士、司法書士、地域の社協など</td> </tr> </tbody> </table>		日常生活自立支援事業	成年後見制度 (法定)	本人の状況	自身の意思で契約できる	自身の意思で契約できない	支援の内容	日常生活の援助など	財産管理や契約など	所 管	厚生労働省	法務省	相 談 窓 口	地域の社会福祉協議会	家庭裁判所、弁護士、司法書士、地域の社協など
	日常生活自立支援事業	成年後見制度 (法定)															
本人の状況	自身の意思で契約できる	自身の意思で契約できない															
支援の内容	日常生活の援助など	財産管理や契約など															
所 管	厚生労働省	法務省															
相 談 窓 口	地域の社会福祉協議会	家庭裁判所、弁護士、司法書士、地域の社協など															
※ 8	成年後見制度 法人後見事業	<p>(成年後見制度)</p> <p>判断能力が不十分なため、契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定後見制度 既に判断能力が不十分な時</li> <li>・任意後見制度 将来、判断能力が不十分となったときに備える制度</li> </ul> <p>法定後見には、後見・保佐・補助の3つある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後見 判断能力の全くない方</li> <li>・保佐 重要な財産行為を行う際は、誰かの支援があったほうが良い方</li> <li>・補助 一人で行うことが不可能ではないが適切に行えない恐れがあり、他人の援助を受けたほうが安心</li> </ul> <p>なお、成年後見の申立ては、本人・配偶者・四親等内の親族等。</p> <p>相談窓口は、日常生活自立支援事業の下段の表、参照。</p>															



		(法人後見事業) 社会福祉法人や社団法人、NPO法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
※ 9	地域活動支援センター事業	地域で生活している身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者などが利用できる通所施設。地域で暮らす障がい者のなかには、積極的に地域社会とのつながりを持つことが難しく、孤立してしまう人もいます。センターではそのような障がい者に対して日中の居場所づくりや生きがいがづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などを行い、地域社会との交流を促進する役割を持っている。 センターの運営は、市町村が提供する地域生活支援事業の必須事業として規程されており、当社協で受託している。 現在利用者 3名 支援内容 ・手工芸品などの制作・販売 ・レクリエーション活動 ・地域イベントへの参加 ・日常生活相談 等
※10	緊急生活支援資金貸付事業	緊急又は不時の出費のため、生活が困窮する町民に対し貸付をし、生活意欲の助長、生活の安定を支援。 ・貸付原資は、社協の一般財源。 ・貸付金の限度額は5万円(会長が特に認めるときは10万円)で保証人を有するが、会長が特に認めた場合は省略することができる。 ・1万円未満の場合は、保証人を省略。 ・無利子
※11	生活福祉資金貸付事業	厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としている。 ・実施主体は、北海道社会福祉協議会 ・相談、借入申請等は市町村社会福祉協議会 ・貸付種類 ○総合支援資金 ○福祉資金緊急小口資金 ○福祉資金福祉費 ○教育支援資金 ・利子については、貸付の種類、条件等により異なる。
※12	訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)が介護を受ける人の自宅を訪問し、日常生活をサポート。入浴、排せつ、食事の介護等。
※13	介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援(配食、見守り等)、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。
※14	居宅介護支援事業	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
※15	福祉有償運送	バス、タクシー事業者によることが困難であり、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることについて、地方公共団体、バス、タクシー事業者又はその組織する団体、住民等地域の関係者が合意していること、輸送の安全や利便の確保のために必要な措置を講ずると認められることが登録の要件。

		<p>良好に実施するため、羅臼町福祉有償運送等運営協議会を設置。 その構成員は</p> <p>(1) 町長が指名する職員 福祉課職員 2 名、羅臼町包括支援センター職員 1 名</p> <p>(2) 北海道運輸局北海道運輸支局職員</p> <p>(3) 社会貢献を行っている社会福祉法人、NPO 法人 ・羅臼町社会福祉協議会   ・NPO 法人ゆとりステーション</p> <p>(4) 地域交通機関 ・阿寒バス   ・羅臼ハイヤー株式会社</p> <p>(5) 地域住民の代表 ・羅臼町連合町内会</p> <p>(6) 介護・福祉サービス利用者代表</p> <p>関係者間で、自家用有償運送の必要性、対価等について合意。 ※令和元年 9 月に協議会を開催し、対価の改正を行っている。</p> <p>◎事業実施事業所は ・羅臼町社会福祉協議会   ・NPO 法人ゆとりステーション</p> <p>※白タク防止措置として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体名、自家用有償旅客運送である旨等を車体に表示</li> <li>・運転者証等の車内提示</li> <li>・登録証の写しの携行・表示を行っている。</li> </ul> <p>※運転者については、基本は二種だが認定講習を修了している場合等は、一種免許でも可。社協職員は認定講習を修了。</p>
--	--	---



